

### (1) 隣接地における排水施設設置工事費の精査

#### ① 設計内容の精査

→ 建築課において、事業者作成の工事内訳書の内容を精査した結果、水利計算や設計内容に誤りはなく、過大設計にはなっていない。

#### ② 設計金額の精査

→ 上記設計内容に基づき、建築課において工事費を積算したところ、当該工事費は設計ベースで190,782,000円。事業者提示額(142,950,107円)はこれを大幅に下回っており、過大積算にはなっていない。

### (2) 費用負担割合の考え方 (H5.5.25 仙台地裁判決より)

「高地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、低地の所有者が設けた工作物を使用することができるが、高地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならないことは民法221条の定めるところである。

そして、右の分担の割合は、基本的には、両土地の排水量を基準とすべきであり、これが不明の場合には、両土地の流域面積又は面積、その他排水量を推計させる諸事情に基づいて決定するのが相当である。」

### (3) 排水量に基づく費用負担割合の算出 (市で算出)

#### ① 排水量ベース

→ 費用負担の対象となる排水施設設置工事は、中学校敷地から大調整池までを工事区間として、いることから、当該区間の各流入ポイントにおける排水量に占める中学校排水分の支配割合を算出し、これを平均する。 → 排水量ベースでの中学校排水の割合は、35.71%。

#### ② 流域面積ベース<参考>

→ 参考までに、各流入ポイントにおける割合を流域面積比で算出し、これを平均した場合であっても、中学校排水分の割合は35.71%であった。(上記排水量ベースと同じ割合。)

### (1) ~ (3) を踏まえた費用負担額の算出

事業者提示の工事費について、設計内容は妥当であり、金額は市の積算額を大幅に下回るものであったことから、事業者提示額を応分負担の対象金額とする。

また、費用負担割合については、判例で「排水量を基準とする」との見解が示されていることから、対象工事区間における排水量のうち、中学校排水分が占める割合として算出した35.71%を負担割合として設定する。

#### 【費用負担額】

$$\begin{array}{rcccl} 142,950,107 \text{円} & \times & 35.71\% & = & 51,047,483 \text{円} \\ \text{(排水施設設置工事費)} & & \text{(排水量ベースの負担割合)} & & \text{(費用負担額)} \end{array}$$

## 5. 結論

上記3専用排水施設を設置する場合および4隣接排水施設を使用する場合の経費等を比較し、加えて、今後の排水施設の維持管理経費や借地料などの恒常的な経費が発生しないという条件を付すことから、応分の負担に応じることが合理的かつ経済的であると判断する。

## 6. 費用負担額の支払時期

対象となる排水施設設置工事が完成し、市が当該工事の現地検査を行い、事業者が工事施工業者に当該工事費を支払った事実を確認した後、費用負担額を支出する。(平成31年度当初となる見込み。)